

階上町いじめ防止基本方針

平成 30 年 5 月 22 日改定

階上町・階上町教育委員会

目 次

	ページ
はじめに	1
第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	1
1 いじめの防止等の対策に関する基本理念	1
2 いじめの定義	1
3 いじめの理解	3
4 いじめの防止等に関する基本的考え方	3
第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項	5
1 町が実施する施策	5
（1）階上町いじめ防止基本方針の策定	5
（2）階上町いじめ問題対策連絡協議会の設置	5
（3）教育委員会の附属機関の設置	5
2 教育委員会が実施すべき取組	5
（1）いじめの防止等のための取組	5
（2）いじめに対する措置	6
（3）重大事態への対処	6
（4）学校評価の留意点、教員評価の留意点	6
（5）学校運営改善の支援	7
3 学校が実施すべき取組	7
（1）学校いじめ防止基本方針の策定	7
（2）学校におけるいじめの防止等の対策のための組織	8
（3）学校におけるいじめの防止等に関する措置	10
4 家庭・地域及び関係機関等における取組の必要性	12
（1）家庭・地域及び関係機関等における取組の在り方	12
（2）家庭・地域及び関係機関等での取組	13
5 重大事態への対処	13
（1）教育委員会又は学校による調査	13
（2）調査結果の報告を受けた町長による再調査及び措置	17
第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項	18
1 町の基本方針の見直し時期	18